

## 「(仮称)八尾市芸術文化基本条例(素案)」についての 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

(仮称)八尾市芸術文化基本条例を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果及び提出された市民意見と、それに対する市の考え方を整理いたしました。

### (1)意見募集期間

令和3年9月10日(金)～令和3年10月11日(月)

### (2)提出人数及び意見数

| 提出者数(人) | 意見件数(件) |
|---------|---------|
| 15      | 41      |

### (3)提出方法別の提出人数及び意見数

| 提出方法  | 提出者数(人) | 意見件数(件) |
|-------|---------|---------|
| 直接持参  | 0       | 0       |
| 電子メール | 10      | 33      |
| 電子申請  | 5       | 8       |
| FAX   | 0       | 0       |
| 郵便    | 0       | 0       |
| 合計    | 15      | 41      |

#### (4) 提出された意見・提言の内容及び市の考え方

| 番号 | 項目 | 意見・提言  | 市の考え方   | 条文への反映 |
|----|----|--|---|--------|
| 1  | 全体 | <p>個別の意見を述べる前に、前提となる文化芸術基本法の成立過程を振り返ることとする。</p> <p>この法律の前身は、文化芸術に関する基本法として2001年に制定された、文化芸術振興基本法という法律であり、2017年6月23日の法改正で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこととなったが、成立過程での基本的なコンセプトは維持されていると感じている。</p> <p>基本法の制定自体は喜ばしいものではあるが、成立に至る前段の10年程の過程で推敲されてきた日本芸能実演家団体協議会(PAN)や同会のN氏、著名な劇作家のY氏やH氏の考え及びその活動を支援してきた文化立国を標榜する政党の考えが色濃く反映されている印象がある。従って、演劇、音楽を始めとする舞台芸術系の芸術や施設、表現者を念頭に置いた文言が多い。フリーランスや個人として活動している現代美術や先駆的芸術の振興や支援の方策に関する法文が脆弱に感じる。例示等においても細目まで文言が及んでいるものがある一方、大きな括弧で留まっているものもある。最終的には超党派の議員立法で制定されたが、各党の意見を持ち寄り、芸術文化に関して雑多な考えが混入した感がある。</p> <p>また学校での部活動等の課外活動や芸術鑑賞等で本物の芸術に触れる機会は述べられているが、芸術活動の基礎的な素養を醸成する学校教育における芸術教科科目の充実や専任教諭の確保については殆ど触れられていない。因みに、体育・スポーツの場合は、「学校体育」「社会体育」「競技スポーツ」が同等に大切にされている。</p> <p>文化芸術基本法を受けて各地方自治体で条例を制定する際、不足する部分の補填を含めて条例制定の基本設計を行って頂ければ幸いである。</p> | <p>ご意見のとおり、芸術文化施策に推進にあたっては、分野を公平に扱うことが大切であると認識しています。今後策定する芸術文化振興に関する計画の中で示していく具体的な取り組み内容においても、この点に留意していきます。</p> | なし     |
| 2  | 全体 | <p>お題目に留まらず財政的支援を含めた文言を検討されたい。</p>   | <p>条例及び条例に基づき策定する計画により、芸術文化施策の推進に向けた方向性や主な取り組みを担保し、これらに基づき実施する事業については、毎年度の予算編成において検討してまいりたいと考えています。</p>         | なし     |
| 3  | 全体 | <p>「文化会館」利用者やその指定管理者、利用団体からの視点以外の多種多様な観点・視座を備えた条例制定を切に願います。</p>  | <p>条例の制定や、計画の策定にあたっては、学識経験者に加え、多様な分野の活動者や市民により構成される審議会にて検討を行っています。</p>  | なし     |
| 4  | 全体 | <p>素案内容は多くの議論が飛び交ったことがうかがえる内容で共感します。昭和・平成・令和と時代の移り変わりとともに生活様式も変化し、物質的に豊かになりました。一方、現代の日本の貧困問題は、子どもへの影響が甚大であり、その渦中にある子どもたちの自己肯定感が失われ、生きる力をも失っている子どもが多いのではと危惧します。条例の全文に、「異なる価値観に触れ、創造性を育み、心のつながりを大切に、多様性を受け入れることのできる心豊かな社会を形成することができる。」と、重要と考える文言が反映されています。芸術に触れ、コミュニティが生まれることは、子どもたち、また、大人の方も健全な生き方の礎になるうと考えます。また、高い芸術文化に触れ、非日常の時間や空間に自分を置き、人生を享受することができることも芸術の魅力であると考えます。八尾市芸術文化基本条例とともに、文化に対する意識が向上し、生きがいや芽生え、人と人との繋がりに長ける条例ができるものと期待いたします。</p>  | <p>今後の芸術文化施策の推進においてご意見を参考にさせていただきます。</p>  | なし     |
| 5  | 全体 | <p>芸術文化の振興に対する条例を策定するのであれば、体裁を整えるだけのような上っ面だけのものにはなってほしくない。また、芸術文化を市民に浸透させるのも大事であるが、伝統文化の保護、芸術家への助成・育成、アートマネージャー等の育成なども盛り込んでほしい。子どもたちに対して芸術文化に触れる機会を与えることはもちろん大切であるが、社会的弱者(障がい者、高齢者、ひとり親、外国人、低所得者)に対しての内容も盛り込むことが必要。また、親がそのような状況であれば子どもが芸術文化に興味を持って理解や協力されないこともあると思う。子どもは親の影響を受けやすいので、まずは親(大人)の芸術文化への理解が不可欠ではないかと思う。</p>  | <p>ご意見を参考に、条例に基づいて策定する芸術文化振興に関する計画の中で、取り組み内容を検討していきます。</p> <p>また、市民の役割として、芸術文化に関わり、発展に寄与することを規定します。</p>         | あり     |

| 番号 | 項目          | 意見・提言   | 市の考え方  | 条文への反映 |
|----|-------------|---|--|--------|
| 6  | 全体          | 芸術文化施策推進のための「財政上の措置」は条例内に規定されないのでしょうか。  | 条例及び条例に基づき策定する計画により、芸術文化施策の推進に向けた方向性や主な取り組みを担保し、これらに基づき実施する事業については、毎年度の予算編成において検討してまいりたいと考えています。   | なし     |
| 7  | 全体          | 基本理念において、「文化芸術活動者や市民、事業者等」の意見が反映されるように配慮されることは規定されないのでしょうか。   | ご指摘いただいた点については、本条例の推進体制や基本計画の策定に関する規定において定めていきます。  | なし     |
| 8  | 前文          | 「・・・あたっては、文化会館が」とあるが、文化会館の後に、「生涯学習センターや小中学校や高等学校等の教育機関」を追記すればどうか。以下、他でも類似的表現があるので、併せて修正を提案。   | いただいたご意見のとおり、本市には文化会館を含めて様々な活動拠点が存在することから、その趣旨が伝わる表現に修正します。  | あり     |
| 9  | 前文          | 「・・・歴史や経過を大切にしながら、」の後に「将来や近未来に向けて新たな表現が生まれる素地を醸成する。」を入れてはどうか。その後に「市内の・・・」をつなぐとすることを提案。  | いただいたご意見の「将来や近未来に向けて新たな表現が生まれる素地」という意味合いも含めて、「芸術文化による創造及び交流の基盤」を形成していくこととしています。  | なし     |
| 10 | 前文          | 「・・・八尾ならでは・・・」と言う文言は、このような条例策定の際に常套句の様に使われるが、範囲や方向性を示す文言は強調すべきではないと考える。芸術はもとより表現の自由が保障されるべき分野であるので、「八尾市が表現者にとって、発表したい或いは発表しやすい場所、活動したい或いは活動しやすい場所」と言われる魅力的な都市となることこそが大切だと考える。適切な表現になるよう再考されることを要望。  | いただいたご意見について、市としては、芸術文化による創造や交流を創出するための、他市にはない「八尾ならではの基盤」を整備したいと考え、このような表現としていました。このため、「八尾ならでは」を用いることで、芸術文化を用いた創造の範囲や方向性を限定する意図はありません。しかし、誤解を招く表現となりがねないことから、「八尾ならではの」という表現は削除します。なお、本条例は八尾市で制定する条例であるため、本市以外で展開される芸術文化活動には効力は及ばないものとなります。           | あり     |
| 11 | 前文<br>【考え方】 | 「・・・文化会館や」の後に、生涯学習センターや」を挿入。「コミュニティーセンターをはじめ、」の後に、小中学校や高等学校等の教育機関」の追記提案。  | いただいたご意見のとおり、本市には文化会館を含めて様々な活動拠点が存在することから、その趣旨が伝わるように前文の表現を修正します。  | あり     |
| 12 | 前文<br>【考え方】 | 「今後は、これまでの個々の鑑賞や活動に軸足を置いた展開から、つながりやひろがり軸足を置いた展開が大切です。」の後に、「また、新しい表現を生む素地を拡大します。」の追記を提案。   | いただいたご意見の趣旨は認識していますが、ご指摘いただいた箇所は条例内容について、市の【考え方】を記載しているところであることから、今後策定する芸術文化振興に関する計画において、ご意見を参考に、検討していきます。   | なし     |
| 13 | 前文<br>【考え方】 | 「・・・よる八尾ならでは・・・」の表記は前述したように、表現活動に制約や制限を与えるものと考えます。基盤形成も文化会館活用やコミュニティーセンターを前提とした表記になっており、様々な表現活動を行っている人々を支援する立場に立脚しているように読み取れません。表現は場所、内容、方法等の自由が保障されるべきで、ある特定の場所を使う団体・人のみが支援されるのでは公平感が担保されません。芸術文化の範囲や概念及び表現が拡張し続けている現在において、聊か時代遅れの考え方と感じます。また、人権擁護都市を標榜する八尾市の考え方として如何なものかと思えます。「八尾市が、自由な表現活動が行いやすい環境を備えた芸術文化都市であることが一番大事なこと。」と考えます。適切な表現になるよう再考されることを要望。目的の【考え方】で記載の部分も同様です。 | いただいたご意見について、市としては、芸術文化による創造や交流を創出するための、他市にはない「八尾ならではの基盤」を整備したいと考え、このような表現としていました。このため、「八尾ならでは」を用いることで、芸術文化を用いた創造の範囲や方向性を限定する意図はありません。しかし、このままでは誤解を招く表現となりがねないことから、前文から「八尾ならではの」という表現を削除します。なお、本条例は八尾市で制定する条例であるため、本市以外で展開される芸術文化活動には効力は及ばないものとなります。 | あり     |
| 14 | 前文<br>【考え方】 | 「市民が芸術文化に触れる機会が少ないという課題を解決するため、」の後に「特に若い世代への取り組みが不足しているので、」を挿入してはどうか。追記を提案。   | いただいたご意見の趣旨は認識していますが、ご指摘いただいた箇所は条例内容について、市の【考え方】を記載しているところであることから、今後策定する芸術文化振興に関する計画において、ご意見を参考に検討していきます。  | なし     |

| 番号 | 項目         | 意見・提言   | 市の考え方  | 条文への反映 |
|----|------------|---|--|--------|
| 15 | ①前文<br>②目的 | 芸術文化に関する施策に関して「つくる」を前提に提言しています。<br>しかしながら、この「街を知る」ことであったり、つながりや優しさのある「社会を広げていく」ことが重要ではないかと思えます。<br>前文の第2段落から記述しておりますが、八尾市の自然、歴史、文化などを紹介しておりますが、私達は実際のどのくらい、八尾の事を理解しているのでしょうか？<br>八尾は、古来、大和の時代から考えると大和川を有して、奈良の都へ繋がる重要なインフラを有していたと考えます。そして、多くの先人を通じて、文化の礎の基盤を作り上げたとも言えます。<br>そういう歴史ロマンなども探求することによって、「八尾」という街を好きになる地盤ができるのではないのでしょうか？<br>そして、そういった場所に触れたり、感じることで、八尾の豊かさを理解したり、探求することで、八尾市に住んでいる人たちの繋がりや優しさに気づくのではないのでしょうか？<br>今の時代、「つくること」や「仕上げたりする」ことに価値を見出すことは、単純に一発屋で終わる可能性があります。むしろ、この場にあるものを深く理解し、深く学ぶことで、多くの人達とともにナニかを創り出したい、生み出したいという原動力を育める基盤を形成する方が健全ではないかと思えます。 | いただいたご意見のとおり、新たなものを創造する基礎として、八尾市のことを「知る」ことが大切だと認識しています。特に、条例の「取り組む内容(市の取組)」の中で示している、「⑥ 芸術文化による地域の活性化」や「⑦ 芸術文化による八尾の魅力発信」については、八尾市のことを「知る」ことにつながる取り組みにしていけることが大切だと考えています。このような認識のもと、今後策定する芸術文化振興に関する計画の中で、具体的な内容を示していきます。 | なし     |
| 16 | 目的         | 「…暮らし、」の後に、「創造的に」を追記し、「創造的に活動する」ことを提案。  | ここでの「活動」は、創造的な活動を含む全ての活動を指すため、「創造的に」限定せず「活動する人」としています。   | なし     |
| 17 | 目的         | 以前より望んでいた芸術文化に関する条例が制定されること大変喜ばしく思っています。<br>目的にある「社会」と「まち」が私自身はその区別(意味するところ)がわかっていますが、一般的には、「社会」と「まち」と同意義で使用されることが多く、他の言い方をした方が良いように思いました。  | ご意見を踏まえ、本条例では「社会」「まち」「地域」「八尾」のそれぞれの整合が取れていない箇所が見られたため、次のように整合を図るよう、修正します。<br>社会：人間関係も含めた広い概念を示す目的で使用します。<br>まち：八尾市全体の空間を示す目的で使用します。<br>地域：「まち」よりも狭い範囲(小学校区・中学校区等)を示す目的で使用します。<br>八尾：上述した「まち」に置き換えます。                     | あり     |
| 18 | 目的         | 目的が3つに定まっているのは分かりやすく、①の「人をつくる」は「人材を育成すること」「アーティストを育てること」「アーツマネージャーを育てること」など、具体的なことが思い浮かびますが、②「社会をつくる」、③「まちをつくる」は少し難しいです。<br>また、「社会」も「まち」も同じニュアンスにとれるので、違いが分かるような言葉・表現がよいかと思えます。   | ご意見を踏まえ、本条例では「社会」「まち」「地域」「八尾」のそれぞれの整合が取れていない箇所が見られたため、次のように整合を図るよう、修正します。<br>社会：人間関係も含めた広い概念を示す目的で使用します。<br>まち：八尾市全体の空間を示す目的で使用します。<br>地域：「まち」よりも狭い範囲(小学校区・中学校区等)を示す目的で使用します。<br>八尾：上述した「まち」に置き換えます。                     | あり     |
| 19 | 定義         | 文化芸術基本法内にスポーツや体育といった言葉が使用されておらず、よくわからない文章に感じられた。もしこの文言は文化芸術基本法とは違う文脈ならば、センテンスを分けるべきである。<br>「芸術的評価を伴うスポーツを含めるものとする」の芸術的評価を伴うスポーツとは何を指すのか。バレエや踊り等のことを言うのだろうか。その具体例の注釈はないのだろうか。<br>文章を分けるべきところを分け、一緒にするべきところを一緒にして、引用箇所を明確にしてほしい。  | いただいたご意見を踏まえ、芸術的評価を伴うスポーツを明確に定義することは難しく、芸術の中にバレエ、ダンス等を含めて考えることができるため、「芸術的評価を伴うスポーツを含めるものとする」という記載は削除します。   | あり     |
| 20 | 定義         | 事業者の定義が、芸術文化に関わり芸術文化を支える側の事業者を指すのか、市民と同列の市内で経済活動を行う事業者のことを指すのか不明瞭に感じます。市の役割の中で述べられている事業者は後者と言えますが、推進体制で述べられているのは前者となっています。  | 事業者については、「芸術文化に関わり芸術文化を支える側の事業者」もいれば、「市民と同列の市内で経済活動を行う事業者」もいると考えています。このため、市の役割における事業者、推進体制における事業者についても、両方の意味で捉えています。<br>具体的な事業者のイメージについては、今後策定する芸術文化振興に関する計画の中で説明していきます。   | なし     |

| 番号 | 項目   | 意見・提言  | 市の考え方  | 条文への反映 |
|----|------|--|--|--------|
| 21 | 定義   | 「芸術には・・・スポーツを含めるものとする」の部分は削除し、別途、スポーツ振興条例に含むものとするべきと考えます。該当部分の削除を提案。   | いただいたご意見を踏まえ、芸術的評価を伴うスポーツを明確に定義することは難しく、芸術の中にバレエ、ダンス等を含めて考えることができるため、「芸術的評価を伴うスポーツを含めるものとする」という記載は削除します。   | あり     |
| 22 | 定義   | 八尾市芸術文化基本条例(素案)を拝見しました。条例策定により、芸術文化で市民がつながりそれに伴い市民にとってよりよい社会となることを願っております。素案の内容については、芸術文化の芸術の中に「芸術的評価を伴うスポーツを含める」とありました。芸術文化の定義だけでも色々な意見がある中、「芸術」と「芸術的評価を伴うスポーツ」、この二つの大きな定義をどうまとめて八尾市の芸術文化基本条例にされるのか、楽しみでもあり不安でもあります。最後に、この条例が目的に記載のある①から③までを実現できるような条例となることを願っています。 | 今後の芸術文化施策の推進においてご意見を参考にさせていただきます。なお、別途いただいたご意見を踏まえ、芸術的評価を伴うスポーツを明確に定義することは難しく、芸術の中にバレエ、ダンス等を含めて考えることができるため、「芸術的評価を伴うスポーツを含めるものとする」という記載は削除します。   | あり     |
| 23 | 基本理念 | 「多様な価値観」の後に、「と表現の自由」を挿入することを提案。  | ご意見を踏まえ、本条例では「多様な価値観及び表現の自由」に修正します。  | あり     |
| 24 | 基本理念 | ⑦の後に、「⑧ 生涯学習社会実現のため、基礎基本となる学校教育の場で芸術教育【図画工作、音楽、美術、芸術科(音楽、美術、工芸、書道)教科科目の授業】の充実を一層図るとともに、一般市民が生涯にわたって芸術文化に親しむ機会をより広く提供する。また、芸術の専門家が活動しやすい環境を整備する。」を追加することを提案。  | ご提案いただいた内容は、条例で示している基本理念に含まれていると考えます。また、「取り組む内容(市の取組)」においても、これらの内容は含まれていると考えています。なお、具体的な取り組み内容等については、今後策定する芸術文化振興に関する計画において、いただいたご意見を参考に、検討していきます。   | なし     |
| 25 | 基本理念 | 「基本理念」の「考え方」の中で、「①～⑦の基本理念を意識しながら各種取り組みを進めていきます」とありますが、「基本理念」と「取り組む内容(市の取組)」の⑥と⑦は「まち」、「地域」、「八尾」との記載があります。そのすみ分けの意図するものは何でしょうか?「基本理念」は⑥「まちの魅力発信」⑦「まちの活性化」となっており、「取り組む内容(市の取組)」では、⑥「地域の活性化」、⑦「八尾の魅力発信」となっております。   | ご意見を踏まえ、本条例では「社会」「まち」「地域」「八尾」のそれぞれの整合が取れていない箇所が見られたため、次のように整合を図るよう、修正します。<br>社会:人間関係も含めた広い概念を示す目的で使用します。<br>まち:八尾市全体の空間を示す目的で使用します。<br>地域:「まち」よりも狭い範囲(小学校区・中学校区等)を示す目的で使用します。<br>八尾:上述した「まち」に置き換えます。 | あり     |
| 26 | 基本理念 | 「発掘」しかないことに違和感があります。発掘だけでは、これまでの魅力を「発掘」といったイメージになると思います。それよりももっと魅力を創造していくことが大事だと思います。よって、「まちの魅力の「創造や発掘」を通じて・・・」にしてはどうでしょうか。  | ご意見を踏まえ、「まちの魅力の創造及び発掘」と修正します。  | あり     |
| 27 | 基本理念 | ②市民一人ひとりの自己形成や教養形成につながるごとの「教養」について「教養の形成」について違和感があります。教養は教育・学習のイメージであり、芸術文化振興でこれが理念というのに違和感があります。(もちろん、結果として「教養」が生まれることは理解できますが)芸術文化の振興においては、この部分は「豊かな感性の醸成」ではないでしょうか。   | 教養には主に知識(=教育・学習)のイメージが強くなりますが、知識を身につけるだけでなく、感性の醸成等も踏まえ、自己形成につなげることで含まれると考えています。このため、本条例ではこのまま「自己形成及び教養形成」を使用します。   | なし     |
| 28 | 基本理念 | 基本理念について<br>・芸術文化ならではの基本理念ではないように感じました(例えばこれが「スポーツ基本条例素案」であったとして、この同じ内容が理念とされたとしても自然に受け入れることができているように思いました)。   | 基本理念は、本条例を制定するにあたって大切にしている考え方であり、約束事と考えています。このため、理念によっては他分野の条例でも通じる内容かもしれませんが、芸術文化の取り組みを行うにあたって大切な基本理念として整理しています。  | なし     |
| 29 | 基本理念 | 基本理念について<br>・プロの芸術家による公演・作品鑑賞、そのようなプロとのふれあいが人々の心を豊かにすると個人的に実感しています。また鑑賞やふれあいの結果、市民による芸術文化の活動も盛んになっていくこともあるかと思えます。こうしたプロによる上質な公演・作品の提供とその効果の視点がもう少し強く出てよいのではないかと思います。   | ご提案いただいた内容は、条例で示している基本理念に含まれていると考えます。また、「取り組む内容(市の取組)」においても、これらの内容は含まれていると考えています。なお、具体的な取り組み内容等については、今後策定する芸術文化振興に関する計画において、いただいたご意見を参考に、検討していきます。   | なし     |

| 番号 | 項目               | 意見・提言   | 市の考え方   | 条文への反映 |
|----|------------------|---|---|--------|
| 35 | 取り組み内容<br>(市の取組) | 「自由な芸術文化活動のための環境整備及び人材育成」という表現について、自由な芸術文化活動のための「環境整備」については、活動を行う場所である施設などのハード面の充実や支援金などの活動助成に関するものといったことをイメージできるのですが、「人材育成」についてはどのような立場の人を指しているのかがよく分からず、具体的な取り組みのイメージもできません。サービスや事業の提供側の人材のことなのか、活動を行う側の人材のことなのかといった点が不明なこと、その人材を育成するといったことのイメージも難しいです。上記の点が分かるような内容にしていただければと思います。 | 「自由な芸術文化活動のための環境整備及び人材育成」という表現については、当初は活動のための「支援」という表現であったところ、審議会での検討の中で、「支援」とは何らかの支援者側の目的を伴うものであり、そこに政治や経済のコントロールが働いた場合、主体的な活動が損なわれることにつながるため、間接的な「環境整備」という表現とした経過があります。その際に、支援の対象は、芸術文化活動に関わる人であることもあるため、その内容を含めるべく「人材育成」という文言を加えましたが、ご意見を踏まえ、「環境整備」には人材育成も含むと解されるため、「及び人材育成」については文言を削除します。 | あり     |
| 36 | 取り組み内容<br>(市の取組) | ④「自由な芸術文化活動のための環境整備及び人材育成」<br>ここでは環境とそれを生かす人材について述べられていますが、この人材については芸術文化の直接の担い手であるアーティストなどの実践者だけを指しているか、実践者を裏で支えるアートマネージャーや技術者などを含めているのかが不明瞭に感じます。<br>前者のみを指しているのであれば、環境を整備しても正しく生かすことは不可能であり、芸術文化の実践者の育成は当然ですが、芸術文化の実践者を支える裏方(アートマネージャーや文化芸術活動を支援する技術者)の育成についても明記する必要があると考えます。       | 「自由な芸術文化活動のための環境整備及び人材育成」という表現については、当初は活動のための「支援」という表現であったところ、審議会での検討の中で、「支援」とは何らかの支援者側の目的を伴うものであり、そこに政治や経済のコントロールが働いた場合、主体的な活動が損なわれることにつながるため、間接的な「環境整備」という表現とした経過があります。その際に、支援の対象は、芸術文化活動に関わる人であることもあるため、その内容を含めるべく「人材育成」という文言を加えましたが、ご意見を踏まえ、「環境整備」には人材育成も含むと解されるため、「及び人材育成」については文言を削除します。 | あり     |
| 37 | 取り組み内容<br>(市の取組) | 「人材育成と子どもたちの育み」や「地域活性化と魅力発信」など他にも重複するような項目は多くあり、仕方ない部分はあるが言葉の選択でそれらを解消できる可能性があるため、より明確な違いが分かるような体系化された文章にしていただきたい。  | 「取り組み内容(市の取組)」では、重複する内容であっても、本市として力を入れて取り組むべき内容を掲げており、条例に基づいて策定する芸術文化振興に関する計画の中で、取り組み内容の違いが分かるよう、具体的に示していきます。   | なし     |
| 38 | 取り組み内容<br>(市の取組) | 特に⑥「芸術文化による地域の活性化」と⑦「芸術文化による八尾の魅力発信」の違いが分かりづらい。重複することが多くなり体系化されていないと、実際の取り組みやプロジェクトの方向性に迷いが出るのではないかと思います。   | ⑥は他分野との連携も含めた市内での取り組み、⑦は主に市外に向けた発信として整理しています。より分かりやすくするため、⑥「芸術文化と通じた地域の活性化」、⑦「芸術文化によるまちの魅力発信」と修正します。また、条例に基づいて策定する芸術文化振興に関する計画の中で、取り組み内容の違いが分かるよう、具体的に示していきます。  | なし     |
| 39 | 取り組み内容<br>(市の取組) | 「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤」の形成に向けての取り組みの中に①「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤」が入っているのは不自然だと思う。①の基盤整備を達成するための取り組みのようになってしまったため①は②～⑦すべてと重複することになるのではないかと。   | ご意見を踏まえ、「～交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備」に修正します。   | あり     |
| 40 | 取り組み内容<br>(市の取組) | 社会問題の解決は、交流の基盤に欠かせない事柄だと考えるが、7つのうちのどれに該当するのかが不明瞭である。高齢者や社会的弱者への取り組みは⑥「芸術文化による地域の活性化」に集約しているという考え方もできるが、社会問題の解決が地域の活性化の一端を担うのは広義的過ぎて市民への理解・浸透がなされないと思う。言葉を変えたほうが良いと思う。   | 社会問題の解決は、交流の基盤に欠かせない事柄であり、⑥に限らず、すべての取り組み項目に含まれるものと認識しています。このため、各取り組み項目を受けて、条例に基づいて策定する芸術文化振興に関する計画の中で社会的問題の解決に資する取り組み内容や、高齢者や社会的弱者を配慮した内容を具体的に記載していくよう努めます。   | なし     |
| 41 | その他              | つながり、ひろがりという表現について<br>本文や考え方の中で「つながり」「ひろがり」の意味が不明です。特に「つながり」という表現を多く見かけるため、芸術によるコミュニケーションの活性化のことか、人々の助け合いのことか、または、芸術文化の情報の得やすさのことか、整理されてはどうかと思います。  | ご指摘いただいた「つながり」「ひろがり」について、本条例では人と人との関係が構築される意味合いで使用しています。人と人との関係が構築されれば、コミュニケーションが活性化したり、人々の助け合いが生じること、相互の情報交換が促進されることなども考えられます。なお、条文では「つながり」という表現のみを使用します。  | なし     |